

第3章 市民と地域の防災力の向上

【予防対策】

基本方針

- 1 防災意識の向上を図る
- 2 地域による共助の推進
- 3 事業所やボランティアによる共助の推進

自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

本章では、自助・共助の担い手となる市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。

これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。

基本方針1 防災意識の向上を図る

1 自助による市民の防災力向上

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水（1日一人3ℓ、3日分）、食料（3日分）、医薬品など、ローリングストックや買い置きなどの備蓄
- 携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 多摩市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加

- 自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害発生時に備え、避難場所、避難所及び避難経路等の確認・点検
- 各個人や各家庭の個別の事情に応じた備え
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

※ ローリングストックとは

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に自宅で当面生活することが可能となります。

(出典：9都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会 HP より)

2 防災意識の啓発

□ 対策内容と役割分担

行政等は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 総 務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の防災意識の把握・啓発活動を促進する。 ○ 防災訓練・講習会を実施する。 ○ 防災教育を推進する。 ○ 防災マップや防災パンフレット等の作成・配布する。 ○ 災害対策や防災情報をホームページへ掲載する。 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等をホームページ等に掲載する。 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練を実施する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、 ○ 出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、市民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の絵画展示及び「防火のつどい」

機 関 名	対 策 内 容
	<p>を活用した防火防災思想の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、学校等を対象に、救急・救護に係る講習会を実施する。 ○ 災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーを開催する。 ○ 救急法と防災知識の普及を目的とした「赤十字救護フェスタ」を開催する。 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオを活用する。 ○ 防災情報・救護活動状況等をホームページ等に掲載する。
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等を配布する。 ○ 災害用伝言ダイヤル171 等の利用方法等を紹介する。
N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページ等へ掲載する。 ○ 東京ガスグループの防災と安全への取組みや利用者の安全・防災対策を紹介する。
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載

機 関 名	対 策 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

□ 詳細な取り組み

- 自主防災組織を中心としたアンケート調査や防災訓練の機会を通じて、市民の防災に関する意識を把握するとともに、啓発活動を展開して行く。
- 防災マップ・洪水ハザードマップ、防災パンフレット等の作成や配布を行い、防災意識の高揚を図る。
- たま広報、自主防災組織だより、多摩市公式ホームページによる啓発広報を行うとともに、多摩テレビ等のメディアを効果的に活用し、積極的な広報を展開する。
- 防災用品の斡旋を行い、市民の防災意識を喚起するとともに、家庭内の備蓄や安全を促進する。
- 市は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 市は、飼い主に対し、日頃から、動物の適正な飼養を啓発するとともに、災害においてもペットの食糧や飼育用ゲージなどの備えが必要になる事を、普及啓発する。

3 防災教育・防災訓練の充実

□ 対策内容と役割分担

多摩市や各機関は、地域が行う防災訓練の実施を促進し、地域の防災力向上を図っていく。

- 女性や要配慮者が参画しやすい防災訓練や地域づくり
- 幼児期からの継続した防災教育の推進
- 広報等による訓練参加者の増加の推進

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 関 係 各 課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の育成指導を促進する。 ○ 要配慮者の総合防災訓練等への参加を支援する。 ○ 幼稚園、保育園、小中学校における防災教育を推進する。 ○ 保護者参加による防災教育を推進する。 ○ 実戦的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上を図る。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関の連携の強化を図るため、多摩中央警察署パートナーシップを活用した研修会や合同訓練を推進する。 ○ 幼稚園、小・中学校・高校を対象とした防災教育、学生・語学ボランティアの充実を図る。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩防火女性クラブ、多摩消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 市民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や市民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 市民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生及び高校生には普通救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 消防団、災害時支援ボランティアと連携した防砂教育・防災訓練の実施

□ 詳細な取り組み

- 総合防災訓練の内容を、実戦に即した内容とする。
- 市民と協力して「避難所運営訓練」を実施する。
- 災害時に、地域住民や各自主防災組織等の連携を保ち、また、避難所の開設・運営を円滑に行うなど、地域が主体となって災害に立ち向かうための組織である「防災連絡協議会」の立ち上げを支援する。
- 防災知識や技術習得のため、自主防災組織リーダー研修会への参加促進や、立川防災館などの利用等を促進する。

- それぞれの地域や対象者に合わせた防災教育を推進する。
- 学校においては、児童や生徒の発育段階に応じた防災教育を行うとともに、地域等と連携を図り、社会に奉仕する精神を養う教育を推進し、災害活動への協力、いわゆる「担い手」としての意識を醸成する。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく
- 市民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

基本方針2 地域による共助の推進

1 地域による共助の推進

□ 対策内容と役割分担

首都直下地震（多摩直下）等の大規模災害の被害の軽減には、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要である。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 部 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の新規結成を推進する。 ○ 自主防災組織の助成制度の充実を検討する。 ○ 自主防災組織の活性化を図る。 ○ 地区防災計画の策定を支援する。
自 主 防 災 組 織 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を行う。 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難、応急給水など各種訓練を実施する。 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等を備蓄する。 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知を行う。 ○ 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備を推進する。 ○ 非常用発電機等を活用し、スマートフォンの充電を行い、市民相互の連絡を図れるよう資器材の作動確認や訓練を行う。
多 摩 中 央 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩中央警察署パートナーシップを活用し、自治体、自主防災組織を巻き込んだ訓練を推進する。 ○ 地域の特性を活かした「地域の絆づくり」に向けた取り組みを行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災市民組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 多摩市と連携した防災市民組織の活性化の推進 ○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施 ○ 防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援

□ 詳細な取組内容

1 自主防災組織への支援

- 他組織の取組の紹介や共助の必要性について指導・助言により、自主防災組織の新規結成を進める。
- 各組織に対し、組織の円滑な運営及び充実強化を図るため、多摩市自主防災組織用防災用品及び助成金交付要綱に基づき、新規結成後の防災用品や防災態勢の充実を図る助成金の交付を行う。
- 自主防災組織や地域の防災の中核である団体等に対して、その活動や訓練を支援する助成制度等の検討を行う。
- 複数の自主防災組織が合同で実施する訓練に対して、助成を行う。
- 自主防災組織リーダー研修やバス借上げ制度等を通じて、自主防災組織の活性化を推進する。
- 地域が実施する要配慮者に関する取り組みに関し、市職員の派遣や他の自治体の活動事例の紹介など、積極的に支援していく。
- 地域の避難行動要支援者への対策を促進するため、災害時要援護者避難支援個別計画を策定できるような仕組みづくりを行う。
- 新規に避難行動要支援者避難支援個別計画を策定する自主防災組織等に対し、助成金の交付を行う。
- 東京都が実施している「地域の底力発展事業助成」及び、（一財）自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」を活用して、自主防災組織の活動を支援する。

【自主防災組織の補助制度一覧】

区 分	内 容
自主防災組織 防災用品交付	結成された自主防災組織に対し、消火器や救出機材等の防災用品を交付する。

区 分	内 容
自主防災組織 助成金交付	結成時から3年間は訓練や資器材整備費用を助成する。
避難行動要支援者避難 支援個別計画作成 補助	新規に、避難行動要支援者避難支援個別計画を作成した、自主防災組織に対し、作成費用を助成する。
自主防災組織 合同訓練助成金	複数組織で防災訓練を実施するときは、その訓練を合同訓練と位置づけ、訓練経費を助成する。
自主防災組織電源確保 事業	地域における電源確保を目的として、発電機やソーラーパネルを申請に応じて、支給する（R4年度まで）

2 地区防災計画の推進

(1) 地区防災計画とは

住民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地域の防災力を高めるために必要な避難行動や避難所運営の役割分担、防災訓練、資機材の備蓄など、各地域の特性に応じた防災活動のルールを定めた計画を指す。

ただし、「多摩市地域防災計画」と整合性を図る必要がある。

(2) 地区防災計画の推進

- 地域住民等により多摩市防災会議に対し、地区防災計画が提案された場合は、その発意を積極的に受け止め、当該計画提案で示された地域の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地域に係る地区防災計画として定めるように努める。

(3) 地区防災計画策定の支援

多摩市は、地区防災計画の提案があった場合は、関係所管及び当該地区代表等と事前協議を通じ、策定の支援を行う。

事前行儀を行う内容は、以下の通り。

- 地区防災計画の内容及び実施体制
- 計画対象地区が重複している地区防災計画との整合
- 多摩市市地域防災計画との整合
- その他必要と認める事項

(4) 地区防災計画の規定

- 計画提案が行なわれた場合は、その内容が、本計画内容の趣旨に沿っているか等十分に検証し上で、本計画へ規定する。
- 本計画へ規定するかの判断は以下の事項を十分に考慮するものとする。
 - ・ 提案書に不備はないか（提出書類上がきちんと揃っているか）
 - ・ 提案地域（団体）の活動実態はあるか
 - ・ 対案地域（地区）の理解は得られているか
 - ・ 多摩市との連携は可能か
 - ・ 本計画の趣旨を十分に踏まえているか
 - ・ その他
- 規定の必要がないと判断した場合は、その旨及び理由を提案者へ通知する

(5) 地区防災計画の規定方法

計画提案により、多摩市地域防災計画の内容と合致している場合、もしくは、地区計画にあわせ、地域防災計画を修正した場合は、資料編に以下の内容を掲載する。

- タイトル
- 作成団体名
- 計画内容は、作成団体の意向を確認し、公開可能な場合は、HPへ掲載する。

3 自主防災組織の活動

- 災害が発生した時に、地域住民の防災活動が効果的かつ円滑に行われるよう、組織づくりを行う。
- 組織は、その編成員の役割を明確にし、機能的に活動できるようにする。
- 日常生活上一体性を有する地域で編成し、一致協力して守るという連帯感が持てる規模とする。
- 自主防災組織は、非常用発電機、蓄電池・ソーラーパネルを使用し、地域においてスマートフォン等の充電が行えるよう、日頃から資器材の作動確認を行うとともに、自主防災組織全体で、操作方法の習熟が図れるよう、常に、訓練を行う。
- 自主防災組織の任務は、おおむね次のとおりである。なお、災害時には、自治会、管理組合等の区域を越えた活動も考慮する。

区 分	主な活動内容
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及・意識の高揚 ・ 防災訓練の実施 ・ 防災資器材の整備 ・ 高齢者、障がい者、難病者等要配慮者の把握 ・ 消防水利の把握 他
災 害 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・伝達 ・ 出火防止、初期消火活動 ・ 被災者の避難誘導 ・ 負傷者の救出・救護・搬送 ・ 給食、給水活動 ・ 避難所の設置・運営 ・ 要配慮者の支援・安否確認 他

4 防災市民組織の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要となる。

各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。

特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

基本方針3 事業所やボランティアによる共助の推進

1 事業所による自助・共助の強化

□ 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画（※）の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

※ 事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限に止めるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部	○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。
多 摩 消 防 署	○ 事業所の自衛消防活動能力及び救出救護活動能力の充実、強化を図る。 ○ 事業所防災計画及び消防計画の作成指導及び届出指導を行う。 ○ 危険物施設等に対し、予防規定の作成・届出指導、消防法に基づく自衛消防組織の結成の指導を行う。 ○ 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練を実施する。 ○ 事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及啓発を行う。 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等を実施する。 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布を行う。
各 事 業 所	○ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。 ○ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記） ○ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の日3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 ○ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続する

機 関 名	対 策 内 容
	<p>ために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 ○ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 ○ 多摩商工会議所など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

□ 詳細な取組内容

- 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- 帰宅困難者対策について、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、積極的に普及啓発を行っていく。
- 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

2 ボランティアとの連携

□ 対策内容と役割分担

1 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携

大規模災害においてボランティアや NPO との円滑な連携を図るため、各機関は平常時より市民活動団体等と相互に連携を図る。

機 関 名	活 動 内 容
多 摩 市 健 康 福 祉 部 総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市社会福祉協議会等との連携による多摩市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平常時から市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
多摩市社会福祉 協 議 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施する ○ 「多摩市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に基づ

機 関 名	活 動 内 容
	き、訓練を実施する。

□ 詳細な取り組み内容

1 多摩市及び多摩市社会福祉協議会等

- 多摩市災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施する。
- ボランティアによる自主的な防災活動が円滑に行える条件の整備を図るため、災害ボランティアの育成等を推進する。
- 自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者避難支援個別計画の作成を支援する。
- 多摩市災害ボランティアセンターの機能を強化するために、災害ボランティア講座等を実施し、災害ボランティアコーディネーターの育成を図る。
- 災害時においても効率的、有機的に機能するシステムづくりを行う。
- 災害ボランティアの広報等により、登録希望者の拡充を行う。
- 広域的な災害時ボランティアの受入れ体制の構築を行う。
- 多摩市社会福祉協議会と連携し、市内大学等と協定を締結するなど、受入れ拠点施設の確保に努める。

2 東京都防災ボランティアとの連携

- 災害時のボランティア活動では、一定の知識や経験、特定の資格を有する者の即時的対応が重要であり、このために氏名、連絡先、活動の種類等を予め把握し、協力態勢の確立を図っておく必要がある。
- ボランティア要員の専門技能（医療関係、パソコン関係、重機操縦関係等）を事前に登録し、円滑な災害時の活動体制を確立する。
- 東京都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都 都 市 整 備 局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建 設 局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

3 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁災害時支援ボランティア制度は東京消防庁管下に発生した地震災害などの大規模災害に対して、消防活動に係わる知識・技術を持った災害時支援ボランティアが、お互いに協力して、災害の拡大を防ぎ、被害を軽減する。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

■ 多摩消防署

要 件	活 動 内 容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>3 元東京消防庁職員</p> <p>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</p>	<p>1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p>2 平常時 消防署が市民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>3 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、コーディネーター講習」を実施。会議、意見交換を実施</p>

4 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

■ 多摩中央警察署

要 件	活 動 内 容
警察署の管轄区域内に居住し、	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、

要件	活動内容
又は活動拠点を有している者 で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

5 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援や被災地の復興支援を行う。

日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できる体制づくりを行う。

ボランティア養成計画などを作成する。

■日本赤十字社東京都支部

要件	活動内容
《赤十字災害救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施
《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

3 市民・行政・事業所等の連携

□ 対策内容と役割分担

各主体は、従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 総務部 暮らしと文化部 多摩消防署 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携を支援する。 ○ 自主防災組織・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災体制を構築する。

□ 詳細な取組内容

1 多摩市及び多摩消防署

- 多摩市及び多摩消防署は応急救護に関する知識・技術の普及を推進するため、専門的な知識技術を有する消防団員や災害時支援ボランティア等と連携して訓練指導を実施する。

2 多摩市、防災関係機関

- 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡態勢の確保など、協力態勢の推進を図る。
- 自主防災組織の態勢強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促すなど地域防災態勢の強化を図る。
- 地域の防災連携態勢を確立する為、地域における複数の自主防災組織による合同訓練の実施を推進するとともに、地域の防災機関、自主防災組織、事業所、ボランティア等の各組織の連携活動を促進し、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。